

総合会計 事務所ニュース

2017年7月 No241

税理士法人総合会計ホームページ <http://www.sogo-k.net>



山口事務所 〒754-0002 山口市小郡下郷 1256-16-101

周南事務所 〒746-0015 周南市清水2-11-11 共立ビル2-B

下関事務所 〒751-0816 下関市椋野町3-13-52

今、憲法改正？それどころではないでしょう！

～数を力に強引に改憲をしようとすることに異議あり～

安倍晋三自民党総裁は先月24日、ある会合で「来るべき(秋の)臨時国会が終わる前に衆参の憲法審査会に自民党の改憲案を提出したい。」と述べ、来年の通常国会で衆参両院において3分の2超の賛同を得て憲法改正の発議を目指す意向を表明しました。

その前日の「読売」インタビューで、自民党憲法改正推進本部の保岡興治本部長が「国論を二分しかねない9条を1回目の憲法改正項目として俎上(そじょう)に載せるのは困難だと思っていたので、安倍総裁の提案を聞いた時は非常に驚いた。」と述べています。

公明党の加憲と言う理念を意識し、9条第3項に自衛隊を明確に位置づけることは、「2項の陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と矛盾します。世界に誇れるこの9条を無意味なものにして、戦争がいつでもできる国にしたいのでしょうか。すでに「防衛費」をGDPの2%にすることまでまことしやかに論議されています。

ところが、そうはいかない事態になりました。7月2日におこなわれた東京都議選で自民党が歴史的惨敗(過去最低の38議席を大きく割り込む23議席にとどまった)を喫しました。

敗因に関し総裁は「政権が発足して5年近くが経過する。安倍政権に緩みがあるのではないかという厳しい批判があったのだろう。真摯に受け止めなければいけない。政権を奪還したときの初心に立ち返って全力を傾けてまいる決意だ。」と説明し、「党一丸となって、しっかりと体制を整え、結果を出していくことによって、国民の信頼を回復していきたい。」と語りました。

本当にその気ならば、安倍「1強」のおごりと緩みを猛省し「落城一日」との持論を謙虚に受け止めてもらいたいと思います。国会運営も民主的な手続きに改め、自らの問題である「森友、加計」問題を即刻臨時国会で徹底的に解明し、特に2回生議員の不祥事の防止策を立案し、稲田防衛大臣を解任すべきだと思います。

所得税、消費税、法人税の主要3税がそろって前年度を下回ったという報道もあります。今やることは「憲法改正」ではなく、抜本的な税収の確保ではないでしょうか。

根本的な解決は、低くなっている累進課税の強化(特に富裕層の相続税や所得税、10%にフラット化された住民税の是正、法人税の累進課税化の実現など)や消費税の10%増税を止める、株などの譲渡益や配当を総合課税化(これにより毎年1兆円の財源を確保できるという試算もあります)する、日弁連が提唱している暴力団の上納金に対する適正な課税など不公平税制を改めるなどいろいろな税制の工夫と、二度と戦争を起こすことのないように「防衛費」を大幅に削減する方向に舵を切るべき絶好のチャンスではないでしょうか。

代表社員・税理士 金巨 功

～経営理念～

- 一、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、地域とそれをささえる中小企業の繁栄のため、税務・会計・経営のエキスパートになることをめざします。
- 一、みんなで創造し、みんなで成長しあえる、働き甲斐のある事務所をめざします。

税務カレンダー



【7月の税務】

内容	納付/申告期限
所得税の予定納税額の納付（第1期分）	7月31日
所得税の予定納税額の減額申請	7月18日
固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付	7月中において市町村の条例で定める日
6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	7月10日
5月決算法人の確定申告	7月31日
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）	7月31日
11月決算法人の中間申告……半期分	7月31日
消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）	7月31日
消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）	7月31日

【8月の税務】

内容	納付/申告期限
個人事業税の納付（第1期分）	8月中において各都道府県の条例で定める日
個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）	8月中において市町村の条例で定める日
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	8月10日
6月決算法人の確定申告	8月31日
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）	8月31日
12月決算法人の中間申告……半期分	8月31日
消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）	8月31日
消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）	8月31日
個人事業者の29年分の消費税・地方消費税の中間申告	8月31日